

2016 年 5 月 31 日
情報発信の在り方等に関する検討会

A・E・G事業者が掲げる『運輸局長表彰制度』について

整備事業者の店頭に掲げられていた「運輸局長表彰」等を受賞するためには、「リサイクル部品の活用を促進するための措置がされていること」が審査基準の一部であることが分かったため、当該制度の概要を次のとおり確認した。

1. 制度概要

国土交通省では平成12年度から自動車リサイクル部品の積極的な活用やカーエアコンからのフロンの回収など環境対策に積極的に取り組んでいる整備関係事業者を顕彰し、公表する「環境に優しい自動車整備工場等の顕彰事業」に取り組んでいる。

自動車関係事業者の循環型社会への参加意識の一層の高揚を図るとともに、各運輸局のホームページに表彰を受けた事業場を公表することにより、自動車使用者の利便の向上を図ることとしている。

* 出处：国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/09/090411.html>

* 自動車整備振興会等で構成される「推進協議会」が事業者を審査し、表彰候補者として運輸局長等に推薦する。

2. 推進協議会の主な構成団体

■自動車整備振興会 ■自動車販売店協会 ■軽自動車協会 ■中古自動車販売協会
■自動車車体整備協同組合 ■自動車電装品整備商工組合 ■自動車タイヤ商工組合

* 都道府県により推進協議会の名称は異なる

3. 審査基準（『リサイクル部品の活用』の審査基準を抜粋）

- 受付窓口等にリサイクル部品取扱い可能な旨の表示をしていること。
- 部品交換が必要な整備について、ユーザーに対してリサイクル部品の取扱いが可能である旨の情報提供を行っていること。
- リサイクル部品の保証について説明していること。
- リサイクル部品について、使用状況の把握を行っていること。

* 出处：北陸信越運輸局 <https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/environment/pdf/shinsakijun.pdf>

4. 受賞状況（2016年5月24日時点）

平成 27 年度 運輸局長表彰の受賞状況	全国約 400 事業場が受賞
----------------------	----------------

以上